

米軍の国内出動  
— 民警団法とその例外 —

清 水 隆 雄

- ① 西欧諸国における軍隊の任務は、主として対外的な脅威に対応することであり、国内の秩序維持等については、警察等の治安機関が対応することが原則と考えられている。しかし、警察等の治安機関だけでは国内の秩序等を維持できないような事態、例えば、反乱や暴動などへの対応、災害への救援等については軍隊が出動することも往々にして存在する。
- ② 西欧諸国において、軍隊が国内の秩序維持等に出動できるのはどのような場合なのかについては、通常、法規に定められている。
- ③ 常備軍はできるだけ持たない。軍隊は主として対外的な脅威に対処し、国内の治安維持等は民警団等が対応する。軍隊は文民に従属するというのが草創期の米国の考え方であった。実際にも、独立戦争後には、軍隊の兵員の数は最小限に抑えられ、軍隊は文民に従属することが、各種文書や憲法に記載されている。
- ④ しかし、このような考え方のうち、軍隊を対外的な脅威にのみ対応させるという考え方は、第一回の連邦議会における審議で早くも壁に突き当たる。大統領は、国内におけるインディアン等の反乱への対処のため、民兵を使用することができるようになったのである。その後、軍隊は、国内における活動範囲を徐々に拡大して行った。
- ⑤ このような事態を改善するため、南北戦争後、Posse Comitatus Act（民警団法）が制定され、陸軍、空軍を使用することは違法である旨を定めたが、憲法、または議会が定めた法律で認められた場合には軍隊を使用できるとされていたため、その後、法律の執行以外にも、軍隊の国内使用のために多くの法律が制定され、災害の救援、環境問題、さらにはテロリズムへの対応など幅広く行動し、今日に至っている。
- ⑥ しかし、軍隊の過度の国内出動は、軍隊と国内の法律執行機関との区別をあいまいにし、シビリアンコントロールの土台を崩壊させ、軍事即応体制に悪影響を及ぼし、結果的に、軍隊および国内の治安機関の双方の能力を衰退に向かわせるのではないかとの指摘がある。

## 農業所得の捕捉率について

荒 井 晴 仁

- ① 内閣府の大田弘子・坪内浩・辻健彦氏（当時）は、昭和52～平成9年の20年間を対象に、内閣府「国民経済計算」を用いて所得捕捉率を推計し、かつてクロヨン（9：6：4）ともトーゴーサン（10：5：3）とも言われていた業種間の捕捉率格差が、いまだ存在するものの、この20年の間に、かなり縮小してきたことを主張している。
- ② マクロ推計を用いて所得捕捉率を推計する場合、税務統計上の所得に含まれない課税最低限以下の所得を推計によって求める必要がある。その際、特に、農業所得に関しては、兼業所得の存在や副業としての農業所得、さらには、農業所得課税の効果を考慮する必要がある。
- ③ 大田・坪内・辻推計を含め、既存の捕捉率推計は、様々な工夫を行い、課税最低限以下の所得を推計しているが、推計手法の違いを反映して、捕捉率の推計結果は大きく異なっている。
- ④ 本稿では、一つの試みとして、総務省「就業構造基本調査」による農業の個人業主の所得分布を利用して、所得の高い方から農業所得の納税申告者数を数え、その最下位の者の所得を平均的な農業所得の課税最低限と見做している。こうして求めた平均的な農業所得の課税最低限は、過去においては、税法上の課税最低限より高く、逆に、最近では、税法上の課税最低限より低い。これは、過去においては、面積課税等の農業所得標準を使用することで、申告義務を免れていた農業所得が存在すること、また、逆に、最近では、兼業化の進展を背景に、税法上の課税最低限以下の農業所得であっても、合算所得が課税最低限を超え、課税対象となる所得の割合が増加していることを示している。
- ⑤ こうしたことを考慮して農業所得の捕捉率を推計すると、課税最低限以下の所得を含むマクロの捕捉率は、過去においても、俗に言われていたほどは低くはなかったことが示される。
- ⑥ しかし、農業所得の捕捉率は、課税最低限以下の所得を含むマクロの捕捉率で見ても、また、課税最低限以下の所得を含まない税務上の捕捉率で見ても、最近時点（平成14年）においても、給与所得や自営業所得の捕捉率と並ぶほどには高くはない。
- ⑦ 本誌675号（平成19年4月）で、筆者は、大田・坪内・辻推計による自営業所得の捕捉率推計が過大であることを指摘した。これに、農業所得の捕捉率に関する本稿の結果を加えれば、給与所得、自営業所得、農業所得の捕捉率の間には、依然として無視できない格差が存在することが示唆される。

非核三原則の今日的論点  
— 「核の傘」・核不拡散条約・核武装論—

等 雄一郎

- ① 2006（平成18）年10月9日、北朝鮮が地下核実験を実施したと発表した。特に、核実験の3か月前の7月に北朝鮮が日本海に向けて弾道ミサイル発射実験を行った事実が先行していたため、日本では、北朝鮮の核ミサイルによる脅威があらためて認識され、対抗上、日本の核武装についても議論すべきであるとの発言が与党幹部や閣僚から相次ぐことになり、冷戦終結後に起きた何度かの「日本核武装論」の波の1つとなった。
- ② 政府は、毎年の『防衛白書』で、憲法第9条のもとで、専守防衛、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないこと、文民統制の確保などの諸原則と並んで、非核三原則を堅持すると謳っている。核武装論議が活発になった後も、『白書』と同様に、政府は公式見解として非核三原則を堅持していくと説明しており、核武装論とは一線を画している。
- ③ 広島・長崎の原爆被爆以来の国民意識を背景に、佐藤政権によって「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則が、昭和42（1967）年末に沖縄の「核抜き本土並み」返還が進められる過程で提唱された。非核三原則は、さらに昭和46（1971）年に国会で決議されて、単なる一政権の政策から、国是に格上げされて、今日に至っている。
- ④ 日本は、国内法として原子力の平和利用を規定した原子力基本法を定め、国際法的には核不拡散条約を批准したことから、核兵器を「持たず」「作らない」という原則は、法的な裏づけを有していた。「持ち込ませず」原則についても、日米安保条約第6条に基づく事前協議の対象とされ、制度的な裏づけがあったはずであるが、米国による「核の傘」（拡大抑止）の提供が優先されたために、事前協議制は十全に機能しなかった。
- ⑤ 冷戦期間中、非核三原則の最大の論点は「持ち込ませず」原則が履行されているかどうかであった。冷戦終結後に、米軍が地上配備と海洋配備の戦術核兵器を撤去した時点で、日米間において事前協議制の蘇生をはかって、日米間で「核持ち込み」に関する「密約」を解消できる可能性もあった。しかし、実際には日米両政府間にそのような種類の日米安保体制の信頼性回復に向けた動きは見られなかった。
- ⑥ 冷戦が終わり、国内の55年体制も崩壊して、日米安保条約それ自体とは別の次元で、日本の核政策を柔軟かつオープンに論議できる国内環境が醸成されつつある。近年の「日本核武装論」の興隆もその証しであろう。
- ⑦ 日本が核武装の選択をすれば、国際的に定着したNPT（核不拡散条約）体制を危機に陥れることになる。核武装の潜在的能力を有しながらも敢えて踏み切らない選択を継続することが大切だろう。非核三原則に従いつつ、非核武装の選択を行って、NPT体制を擁護しようという日本の姿勢は、米・英・ロ・仏・中の核兵器保有国＝安保理常任理事国5か国とは対照的に相応の公正さを伴ったものとして世界に印象付けられることになるだろう。

## アメリカの飲酒運転対策

大 月 晶 代

- ① 平成19年の第166回国会において、刑法及び道路交通法が改正され、飲酒運転に対する罰則が強化された。改正のきっかけとなったのは、平成17年8月に福岡市において、飲酒運転により幼児3人が犠牲になった事故といわれている。これまでも飲酒運転対策として、道路交通法における罰則の強化や刑法における危険運転致死傷罪の新設等が行われてきたが、飲酒運転による死亡事故は依然として発生している。アメリカにおいても、飲酒運転による事故の犠牲者は多く、深刻な問題である。本稿では、飲酒運転防止のためのアメリカにおける連邦及び州の取組みを紹介する。
- ② 連邦法では、各州に対して、飲酒運転に該当するか否かの判断基準を厳格にすること、再犯者への罰則を加重すること、容器を開封した酒類の車内での所持・消費を禁止すること等を定めた法律の制定を求めており、それぞれの法律で規定すべき事項を示している。
- ③ 州によっては、飲酒運転の違反者に対する罰則に加えて、自動車に対する措置を規定している。例として、アリゾナ州におけるイグニッション・インターロック・システム装置の設置の規定及びオハイオ州における特別なナンバープレートを装着させる規定を紹介する。
- ④ 刑罰に代替して、治療・教育に重点を置いたDUIコートを設置する試みもみられる。ここでは、アラスカ州の例を紹介する。DUIコートの治療プログラムを修了した者は、その後再び飲酒運転により有罪となる割合が少なく、学業・就業や家族関係の安定が見られた。
- ⑤ 飲酒運転をはじめとして、酒類過飲を原因とする事件や事故の対策のため、州によって過飲を防止するために酒類の提供・販売を規制する法律がある。ほぼ全ての州において、酩酊している者への酒類の販売、提供を禁止する法律がある。さらに、半数以上の州において、過度の飲酒を助長する習慣や飲食店のサービスタイム等のようなプロモーションの慣行を禁止している。違反に対しては、酒類販売免許の停止や罰金等の規定があるが、執行が十分になされていないという問題点もある。
- ⑥ アメリカにおいては、連邦及び州が飲酒運転防止に取り組んでおり、刑罰のみに頼らず、DUIコートのように治療を重視する動きも顕著である。飲酒運転の違反者への対策だけでなく、酒類提供者に対する規制を通じて過飲による被害を防止するための州レベルの取組みもある。我が国においては、福岡市の事故の後、飲酒運転根絶に向けた社会機運が高まり、警察による取締強化や関係業界の自主的な取組みがみられる。今後は飲酒運転防止のため、刑の引上げ等と並んで、長期的かつ幅広い視点からさまざまな方策を検討することも必要であろう。



自動車関連税制の現状と課題  
—道路特定財源としての側面を中心に—

古 川 浩太郎

- ① 我が国の自動車関連税制の歳出面における特徴は、大半の税目が道路特定財源とされていることである。道路特定財源制度は、揮発油税の特定財源化（昭和29年）に始まり、累次の道路整備五箇年計画に基づく道路整備を進展させる上で力を発揮した。その間、道路整備需要の増加に対応するため、税目の新設や、税率の引上げが繰り返し行われてきた。
- ② 道路特定財源制度は、公平性、安定性、合理性等の長所を持つ。しかし、資源配分の非効率や財政の硬直化を招く原因でもあることから、構造改革の一環として、制度の見直しが課題とされている。また、現在の自動車関連税制には、税目数が多く仕組みが複雑なこと、燃料間や自家用・営業用自動車間の税率格差があること等の問題点も存在する。
- ③ 道路特定財源制度見直しに向けた現在の動きは、小泉前首相の発言を契機として平成13年に始まり、納税者の理解が得られるよう配慮しながら、道路特定財源の関連分野への用途拡大や限定的な一般財源化等が行われてきた。平成17年12月、見直しに向けた基本方針が政府・与党によって取りまとめられ、18年12月にはその具体策が閣議決定された。法改正を含む見直しは、平成20年の国会で行われる予定である。
- ④ 海外主要国の自動車関連税制においては、取得段階における課税の軽減・撤廃が課題となっている。一方、北欧諸国や西欧主要国では燃料税が環境税として位置づけられているほか、取得・保有段階においても、環境への影響を考慮した課税システムが広がりつつある。また、道路特定財源制度は、米国（連邦道路信託基金）等にその例が見られるが、かつて制度を導入していた英国やフランスでは廃止されている。
- ⑤ 今後の自動車関連税制を展望する視点として、道路整備の現状に対する評価や今後の必要性の検証、環境問題への対応、課税体系の見直し（簡素化、暫定税率のあり方）、地方への税源移譲等が考えられる。